

高岡市地域防災計画（原子力災害対策編）改定案に係る新旧対照表

旧	新	備考
<p data-bbox="379 514 967 577">高岡市地域防災計画</p> <p data-bbox="379 693 967 756">原子力災害対策編</p> <p data-bbox="474 1690 872 1743">令和元年 8 月改定</p>	<p data-bbox="1626 514 2214 577">高岡市地域防災計画</p> <p data-bbox="1626 693 2214 756">原子力災害対策編</p> <p data-bbox="1721 1690 2119 1743">令和 <u>3</u> 年 <u> </u> 月改定</p>	

はじめに

第 1 節 目的

高岡市地域防災計画原子力災害対策編は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）又は事業所外運搬における、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

（略）

第 1 章 原子力災害事前対策

第 1 節 情報の収集・連絡体制等の整備

（略）

第 1 情報の収集・連絡体制の整備

（略）

5 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

（略）

第 2 情報の分析整理

（略）

3 通信手段の確保

（略）

(2) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器について、運用方法等について習熟しておく。

（略）

第 4 節 避難受入活動体制の整備

（略）

第 2 避難所等の整備等

1 避難所等の整備

はじめに

第 1 節 目的

高岡市地域防災計画原子力災害対策編は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「発電所」という。）又は発電所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）における、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所発電所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

（略）

第 1 章 原子力災害事前対策

第 1 節 情報の収集・連絡体制等の整備

（略）

第 1 情報の収集・連絡体制の整備

（略）

5 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

この場合、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

（略）

第 2 情報の分析整理

（略）

3 通信手段の確保

（略）

(2) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用に配備されている無線電話等の機器について、運用方法等について習熟しておく。さらに、IP 電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

（略）

第 4 節 避難受入活動体制の整備

（略）

第 2 避難所等の整備等

1 避難所等の整備

県地域防災計画の改定に伴う修正

県地域防災計画の改定に伴う修正

県地域防災計画の改定に伴う修正

(略)	(略)	(略)																		
市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。	市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める	市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるとともに、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める																		
(略)	(略)	(略)																		
3 物資の備蓄に係る整備	3 物資の備蓄に係る整備	3 物資の備蓄に係る整備																		
市は、以下の備蓄箇所において、食料、飲料水、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。	市は、以下の備蓄箇所において、食料、飲料水、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。	市は、以下の備蓄箇所において、食料、飲料水、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。																		
<table border="1"> <tr> <th>内容、種別</th> <th>備蓄箇所</th> </tr> <tr> <td>拠点備蓄</td> <td>市本庁舎、福岡防災センター、旧伏木業務所、防災センター</td> </tr> <tr> <td>分散備蓄</td> <td>各校下の拠点避難所である27小学校（旧西広谷小学校を含む）</td> </tr> </table>	内容、種別	備蓄箇所	拠点備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、旧伏木業務所、防災センター	分散備蓄	各校下の拠点避難所である27小学校（旧西広谷小学校を含む）	<table border="1"> <tr> <th>内容、種別</th> <th>備蓄箇所</th> </tr> <tr> <td>拠点備蓄</td> <td>市本庁舎、福岡防災センター、旧伏木業務所、防災センター</td> </tr> <tr> <td>分散備蓄</td> <td>各校下の拠点避難所である27小学校（旧西広谷小学校を含む）</td> </tr> </table>	内容、種別	備蓄箇所	拠点備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、 旧伏木業務所 、防災センター	分散備蓄	各校下の拠点避難所である27小学校（旧西広谷小学校を含む）	<table border="1"> <tr> <th>内容、種別</th> <th>備蓄箇所</th> </tr> <tr> <td>拠点備蓄</td> <td>市本庁舎、福岡防災センター、旧伏木業務所、防災センター</td> </tr> <tr> <td>分散備蓄</td> <td>各校下の拠点避難所である27小学校（旧西広谷小学校を含む）</td> </tr> </table>	内容、種別	備蓄箇所	拠点備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、 旧伏木業務所 、防災センター	分散備蓄	各校下の拠点避難所である27小学校（旧西広谷小学校を含む）
内容、種別	備蓄箇所																			
拠点備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、旧伏木業務所、防災センター																			
分散備蓄	各校下の拠点避難所である27小学校（旧西広谷小学校を含む）																			
内容、種別	備蓄箇所																			
拠点備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、 旧伏木業務所 、防災センター																			
分散備蓄	各校下の拠点避難所である27小学校（旧西広谷小学校を含む）																			
内容、種別	備蓄箇所																			
拠点備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、 旧伏木業務所 、防災センター																			
分散備蓄	各校下の拠点避難所である27小学校（旧西広谷小学校を含む）																			
第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限及び出荷制限等	第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限及び出荷制限等																		
(略)	(略)	(略)																		
市は、国から飲食物の出荷制限、 摂取制限 等の指示がなされた場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。	市は、国から飲食物の出荷制限、 摂取制限 及び出荷制限等の指示がなされた場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。	市は、国から飲食物の出荷制限、 摂取制限 及び出荷制限等の指示がなされた場合の住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。																		
(略)	(略)	(略)																		
第7節 救助・救急及び防護資機材等の整備	第7節 救助・救急及び防護資機材等の整備	第7節 救助・救急及び防護資機材等の整備																		
(略)	(略)	(略)																		
第4 物資の調達、供給活動	第4 物資の調達、供給活動	第4 物資の調達、供給活動																		
市は、国、県と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。	市は、国、県及び北陸電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の必要な物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく	市は、国、県及び北陸電力と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋、その他の必要な物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく																		
また、備蓄を行うに当たっては、初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ集中備蓄又は拠点避難所への分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、各家庭において家族の3日分程度の食料や飲料水等の備蓄を促進する。	また、備蓄を行うに当たっては、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ集中備蓄又は拠点避難所への分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、各家庭において家族の3日分程度の食料や飲料水等の備蓄を促進する。	また、備蓄を行うに当たっては、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ集中備蓄又は拠点避難所への分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、各家庭において家族の3日分程度の食料や飲料水等の備蓄を促進する。																		
(略)	(略)	(略)																		
第8節 緊急時医療体制の整備	第8節 緊急時医療体制の整備	第8節 緊急時医療体制の整備																		
(略)	(略)	(略)																		
第2 緊急被ばく医療体制の構築	第2 緊急被ばく原子力災害医療体制の構築	第2 緊急被ばく原子力災害医療体制の構築																		
(略)	(略)	(略)																		

県地域防災計画の改定に伴う修正

現状に合わせた修正

県地域防災計画の改定に伴う修正

県地域防災計画の改定に伴う修正

表記の統一

第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(略)

第3 住民相談窓口の設置等

(略)

また、原子力災害時の相談内容は、心身の健康相談、飲食物の摂取制限に関する相談などが想定されることから、県及び医療機関との連携体制を整えるとともに、原子力防災に関する研修を受けた職員を担当させるなどの対策を講ずる。

(略)

第2章 原子力災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(略)

第2 本部等の設置

(略)

4 災害対策本部の設置

(略)

(4) 本部員・連絡員の役割

(略)

オ 協議・決定すべき事項は、次のとおりとする。

(略)

⑥ 飲料水、飲食物の摂取制限の必要性に関すること

(略)

第2節 活動体制の確立

(略)

第2 本部等の設置

1 情報収集事態対策のための体制

(略)

(2) 組織

情報収集体制の組織は、以下のとおりとする。

ア 主 宰 総務部長

イ 事務局 総務課危機管理室、都市経営課、広報情報課、総務課、人事課、消防本部警防課、地域安全課

(3)～(4)

2 原子力災害連絡員会議の設置

(略)

第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(略)

第3 住民相談窓口の設置等

(略)

また、原子力災害時の相談内容は、心身の健康相談、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する相談などが想定されることから、県及び医療機関との連携体制を整えるとともに、原子力防災に関する研修を受けた職員を担当させるなどの対策を講ずる。

(略)

第2章 原子力災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(略)

第2 本部等の設置

(略)

4 災害対策本部の設置

(略)

(4) 本部員・連絡員の役割

(略)

オ 協議・決定すべき事項は、次のとおりとする。

(略)

⑥ 飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限の必要性に関すること

(略)

第2節 活動体制の確立

(略)

第2 本部等の設置

1 情報収集事態対策のための体制

(略)

(2) 組織

情報収集体制の組織は、以下のとおりとする。

ア 主 宰 総務部長

イ 事務局 総務課危機管理室、都市経営課、~~広報情報課~~秘書課広報広聴室、総務課、人事課、消防本部警防課、地域安全課

(3)～(4)

2 原子力災害連絡員会議の設置

(略)

県地域防災計画の改定に伴う修正

県地域防災計画の改定に伴う修正

機構改変に伴う修正

(2) 組織

原子力災害連絡員会議の組織は、以下のとおりとする。

- ア 主 宰 総務部長
 - イ 委 員 各部局主管課長
 - ウ 事務局 総務課危機管理室、都市経営課、広報情報課、総務課、人事課、消防本部警防課、地域安全課
- (3)～(4) (略)

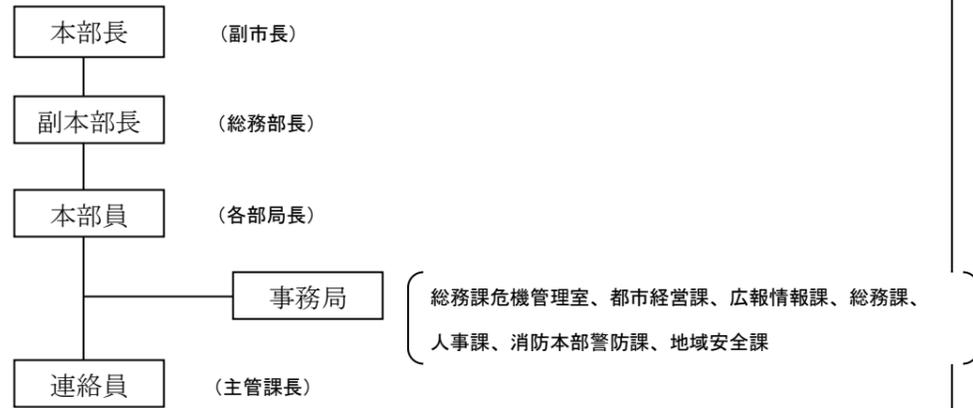
3 災害警戒本部の設置

(略)

(2) 組織及び運営

原子力災害警戒本部の組織は、以下のとおりとする。

- ア 本部長 副市長
- イ 副本部長 総務部長
- ウ 本部員 各部局長
- エ 事務局 総務課危機管理室、都市経営課、広報情報課、総務課、人事課、消防本部警防課、地域安全課
- オ 原子力災害警戒本部体制組織図



高岡市原子力災害警戒本部の電話番号（市外局番 0766）

区 別	本部設置前	本部設置後
勤務時間内	総務課危機管理室 電話 20-1229、F A X 20-1325	本部（入札室） 電話 20-1110、F A X 20-1670
勤務時間外	時間外受付 電話 20-1482	県内市町村からの衛星 F A X による場合 自局発信番号-202-429

(2) 組織

原子力災害連絡員会議の組織は、以下のとおりとする。

- ア 主 宰 総務部長
 - イ 委 員 各部局主管課長
 - ウ 事務局 総務課危機管理室、都市経営課、**広報情報課秘書課広報広聴室**、総務課、人事課、消防本部警防課、地域安全課
- (3)～(4) (略)

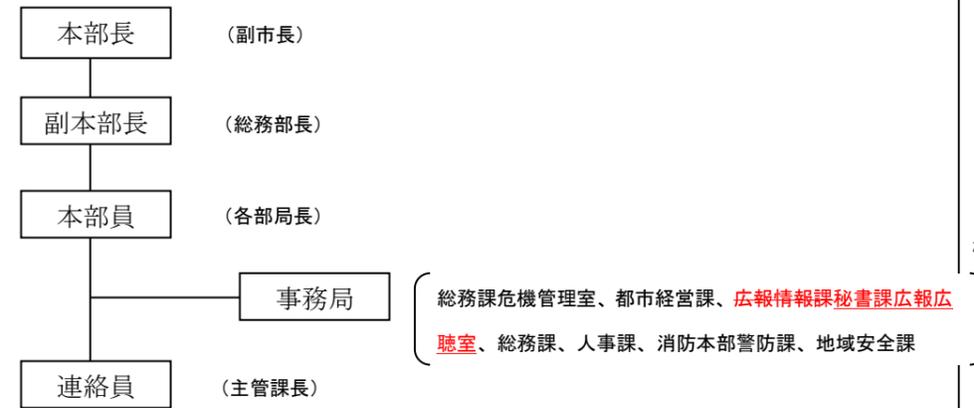
3 災害警戒本部の設置

(略)

(2) 組織及び運営

原子力災害警戒本部の組織は、以下のとおりとする。

- ア 本部長 副市長
- イ 副本部長 総務部長
- ウ 本部員 各部局長
- エ 事務局 総務課危機管理室、都市経営課、**広報情報課秘書課広報広聴室**、総務課、人事課、消防本部警防課、地域安全課
- オ 原子力災害警戒本部体制組織図



高岡市原子力災害警戒本部の電話番号（市外局番 0766）

区 別	本部設置前	本部設置後
勤務時間内	総務課危機管理室 電話 20-1229、F A X 20- 15491325	本部（ 入札室車庫棟会議室 ） 電話 20-1110、F A X 20- 15491670
勤務時間外	時間外受付 電話 20-1482	県内市町村からの衛星 F A X による場合 自局発信番号-202-429

機構改変に伴う修正

機構改変に伴う修正

機構改変に伴う修正

記載の適正化

(3)～(5) (略)

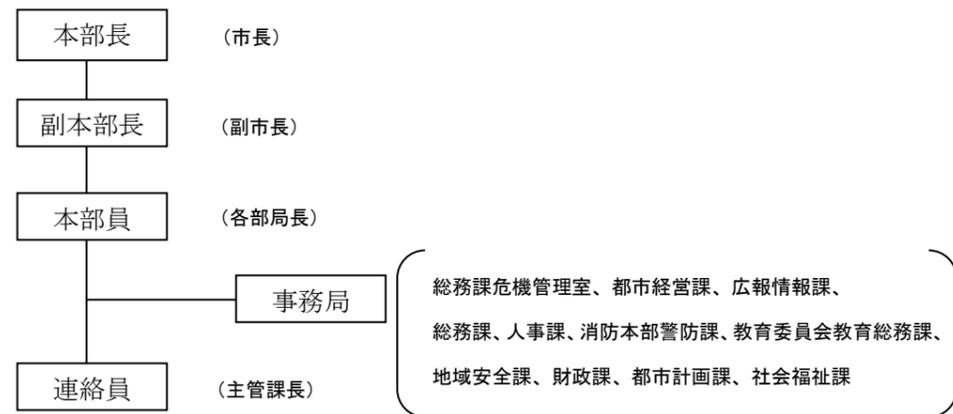
4 災害対策本部の設置

(略)

(2) 本部の組織及び運営

原子力災害対策本部の組織は、以下のとおりとする。

- ア 本部長 市長
- イ 副本部長 副市長
- ウ 本部員 各部局長
- エ 事務局 総務課危機管理室、都市経営課、広報情報課、総務課、人事課、消防本部警防課、教育委員会教育総務課、地域安全課、財政課、都市計画課、社会福祉課
- オ 原子力災害対策本部体制組織図



(略)

(3)～(5) (略)

4 災害対策本部の設置

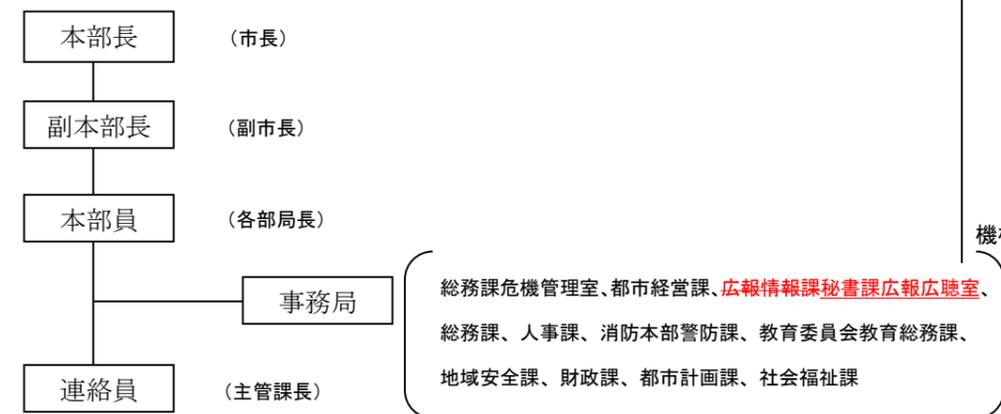
(略)

(2) 本部の組織及び運営

原子力災害対策本部の組織は、以下のとおりとする。

- ア 本部長 市長
- イ 副本部長 副市長
- ウ 本部員 各部局長
- エ 事務局 総務課危機管理室、都市経営課、~~広報情報課~~秘書課広報広聴室、総務課、人事課、消防本部警防課、教育委員会教育総務課、地域安全課、財政課、都市計画課、社会福祉課

オ 原子力災害対策本部体制組織図

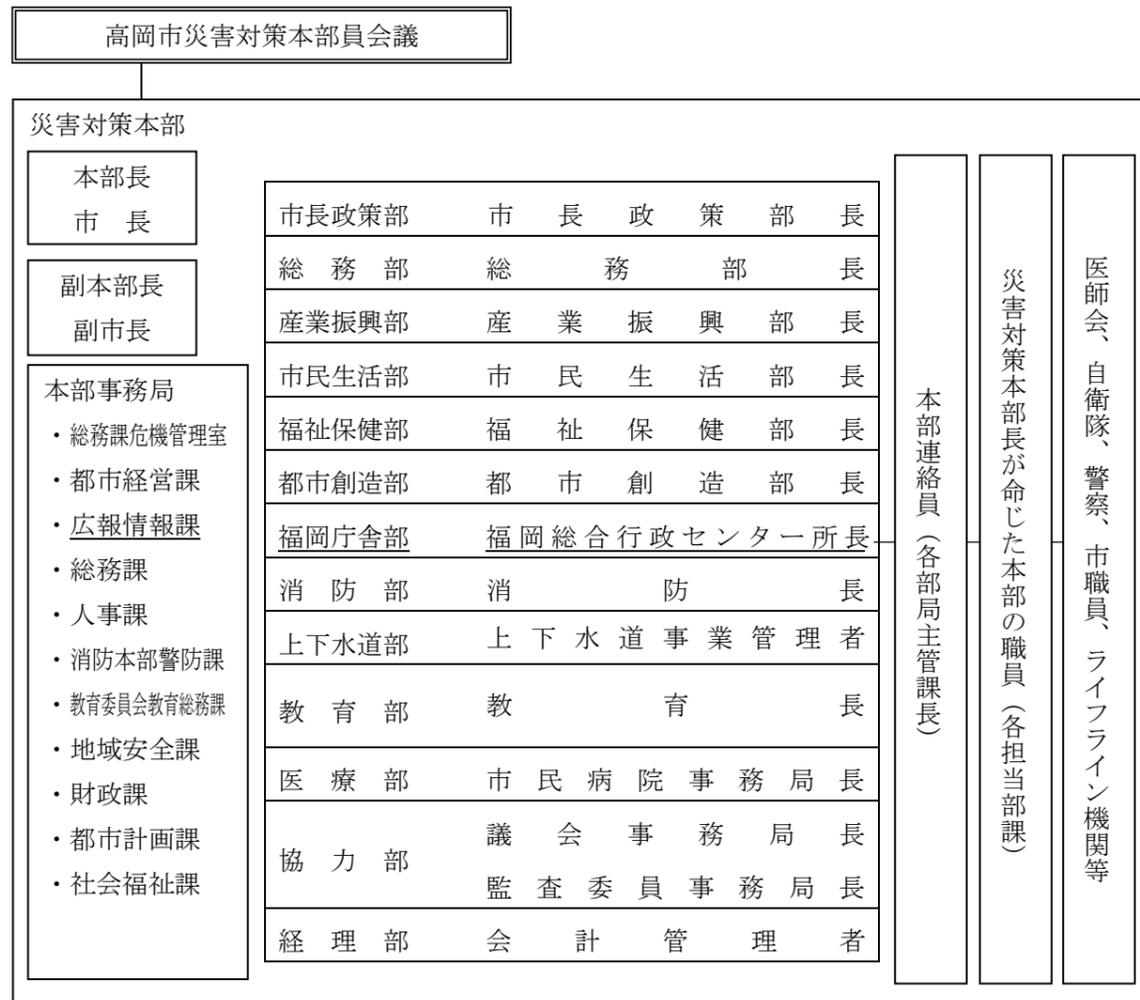


(略)

機構改変に伴う修正

機構改変に伴う修正

【高岡市災害対策本部等組織】



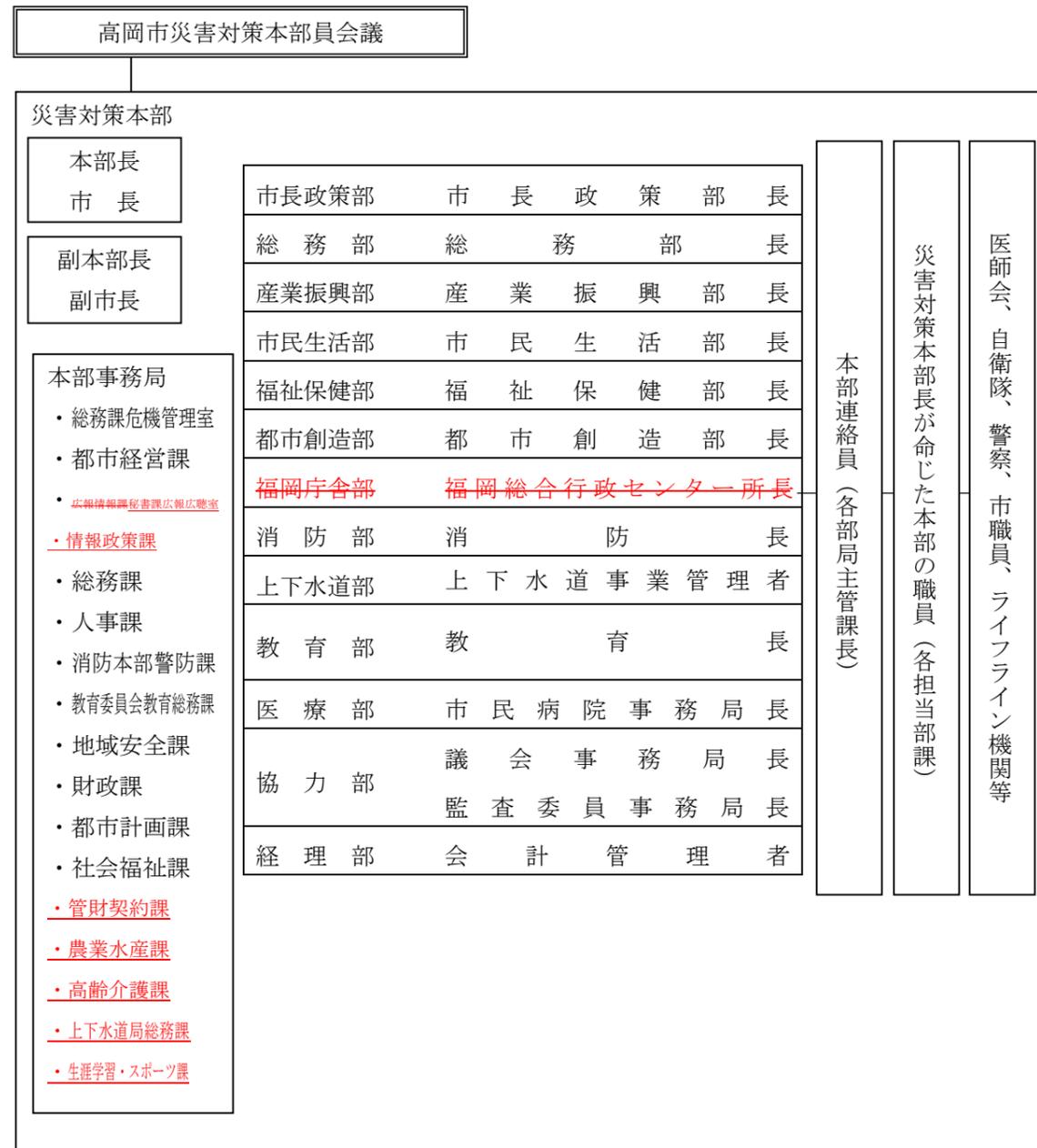
(略)

【災害対策本部事務局所掌事務】

班名 (班長)	所掌事務
	(略)
広報班 班長： <u>広報情報課長</u>	1～2 (略)
	(略)

(略)

【高岡市災害対策本部等組織】



(略)

【災害対策本部事務局所掌事務】

班名 (班長)	所掌事務
	(略)
広報班 班長： <u>広報情報課長</u> <u>秘書課広報広聴室</u>	1～2 (略)
	(略)

(略)

機構改編に伴う修正

機構改編に伴う修正

<p>第3 原子力災害被災者生活支援チームとの連携</p>
<p>市は、<u>初動段階における避難区域の住民避難の完了後の段階において</u>、国が原子力災害対策本部に設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子供等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染を推進する。</p> <p>(略)</p>
<p>第3節 緊急時モニタリング</p>
<p>(略)</p> <p>市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、必要に応じて職員を派遣するなどの協力を行う。また、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。</p>
<p>第1 緊急時モニタリング体制</p>
<p>(略)</p> <p>モニタリング班は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、必要に応じて職員を派遣するなどの協力を行う。また、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。</p> <p>(略)</p>
<p>第4節 避難等の防護活動</p>
<p>(略)</p>
<p>第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念</p>
<p>(略)</p>
<p>2 避難及び一時移転</p>
<p>避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。</p> <p>(略)</p>

<p>第3 原子力災害被災者生活支援チームとの連携</p>
<p>市は、初動段階における避難区域の住民避難の完了後の段階において、国が原子力災害対策本部に設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子供等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染を推進する。</p> <p>(略)</p>
<p>第3節 緊急時モニタリング</p>
<p>(略)</p> <p>市は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、必要に応じて職員を派遣するなどの協力を行う。また、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限<u>及び出荷制限</u>等、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。</p>
<p>第1 緊急時モニタリング体制</p>
<p>(略)</p> <p>モニタリング班は、県が実施する緊急時モニタリングに関し、必要に応じて職員を派遣するなどの協力を行う。また、県を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限<u>及び出荷制限</u>等、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。</p> <p>(略)</p>
<p>第4節 避難等の防護活動</p>
<p>(略)</p>
<p>第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念</p>
<p>(略)</p>
<p>2 避難及び一時移転</p>
<p>避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。</p> <p><u>避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、県、氷見市及びその他の市町村を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。このためには、各種の輸送手段、経路等を考慮した避難計画の立案が必要である。</u></p> <p><u>また、避難等には、肉体的・精神的影響が生じることから、一般の住民等はもとより、自力避難が困難な要配慮者に対して、早い段階からの対処や必要な支援の手当てなどについて、配慮しなければならない。また、避難所の再移転が不可欠な場合も想定し、可能な限り少ない移転となるよう、避難所の事前調整が必要である。さらに、避難が遅れた住民等や病院、介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である住民等が一時的に退避できる施設となるよう、病院、介護施設、</u></p>

県地域防災計画の改定に伴う修正

県地域防災計画の改定に伴う修正

県地域防災計画の改定に伴う修正

原子力災害対策指針の記載に合わせた修正

<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(略)</p>	<p><u>学校、公民館等の避難所として活用可能な施設等に、気密性の向上等の放射線防護対策を講じておくことも必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 避難・一時移転実施に当たっての状況把握及び協力等</u></p> <p><u>県、氷見市及び本市等が避難・一時移転を実施するに当たり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため県、氷見市及び本市等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国、県、氷見市及び本市等はそれぞれが実施する対策について相互に協力する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な手段 <p>(略)</p>	<p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p>
<p>第3 避難所等</p>	<p>第3 避難所等</p>	
<p>(略)</p> <p>6 避難所等の運営における女性の参画の推進</p> <p>市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。</p> <p><u>避難所の運営に当たっては、市は、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>6 避難所等の運営管理における女性の参画の推進</p> <p>市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に配慮する。</p> <p><u>避難所の運営に当たっては、市は、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮するした避難所等の運営管理に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>県地域防災計画の改定に伴う修正</p>
<p>第6 安定ヨウ素剤の予防服用</p>	<p>第6 安定ヨウ素剤の予防配布及び服用</p>	
<p>1 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>(略)</p> <p>なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの影響が大人よりも大きい乳幼児については、優先的な服用をできるようにする。</p> <p>(略)</p> <p>2 安定ヨウ素剤服用の留意事項</p> <p>市は、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するとともに、次の点について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果がないこと。 ・安定ヨウ素剤の予防服用は、その防護効果のみに過度に依存せず、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護対策とともに講ずる必要があること。また、不注意による誤飲の防止対策も講ずる必要があること。 ・緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時には見られない反応が認め 	<p>1 安定ヨウ素剤の予防配布及び服用</p> <p>(略)</p> <p>なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの影響が大人よりも大きい乳幼児妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）については、優先的な服用をできるようにする。</p> <p>(略)</p> <p>2 安定ヨウ素剤服用の留意事項</p> <p>市は、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するとともに、次の点について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定ヨウ素剤の効能又は効果は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をすることに限定されており、放射性ヨウ素以外の放射性核種に対しては服用効果がないこと。 ・安定ヨウ素剤の服用効果のみに過度に依存せず、避難、一時移転、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要があること。また、誤飲、紛失等の防止対策も講ずる必要があること。 	<p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p> <p>原子力災害対策指針の記載に合わせた修正</p>

られる可能性があること。

- ・年齢に応じた服用量に留意する必要があること。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要があること。

(略)

第8 飲食物、生活必需品等の供給

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県や国(物資関係省庁)、国の原子力災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

(略)

第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

(略)

第1 地域生産物の出荷制限、飲食物の摂取制限

緊急事態区分における全面緊急事態においては、経口摂取による内部被ばくの低減を測るため、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、迅速な摂取制限を行うこととされている。

具体的な飲食物の摂取制限の措置は、空間放射線量率に基づき次のとおり講じる。

1 一時移転をする地域における出荷制限・摂取制限

国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとしている。

県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施することとしている。

(略)

・安定ヨウ素剤の服用効果が十分に得られるよう、服用のタイミングの重要性について平時から周知し、服用のタイミングに係る決定・指示を適切に行う必要があること。

・妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児を含む。)は、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者であること。

・安定ヨウ素剤の成分等に照らすと、副作用として急性のアレルギー反応が生じる可能性は極めて低い、これに対応できる体制を整えておく必要があること。

・甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響は、単回服用で生じる可能性は極めて低い、新生児が服用した場合の甲状腺機能低下症は経過観察する等の配慮が必要であること。

・県、氷見市及び本市等は、服用指示が出た際に、服用を優先すべき対象者や保護者等が服用をちゅうちょすることがないように、服用による副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて、平時から住民に周知を行うこと。

(略)

第8 飲食物、生活必需品等の供給

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行って行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達の必要があることが困難である場合には、県や国(物資関係省庁)、国の原子力災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。

(略)

第5節 飲食物の出荷制限、摂取制限及び出荷制限等

(略)

第1 地域生産物の出荷制限、摂取制限及び出荷制限

緊急事態区分における全面緊急事態においては、県は、国の指示・要請に基づき、経口摂取による内部被ばくの低減を測るため、飲食物に係るスクリーニング基準を超える場合は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、迅速な摂取制限及び出荷制限を行うこととされている。

具体的な飲食物の摂取制限及び出荷制限の措置は、空間放射線量率に基づき次のとおり講じる。

1 一時移転をする地域における出荷制限、摂取制限及び出荷制限

国は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとしている。

県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限及び出荷制限を実施することとしている。

(略)

県地域防災計画の改定に伴う修正

県地域防災計画の改定に伴う修正

県地域防災計画の改定に伴う修正

<p>2 飲食物にかかるスクリーニング基準を超える地域における出荷制限・摂取制限</p> <p>国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、<u>県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとしている。</u></p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、<u>国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施することとしている。</u></p> <p>また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施することとしている。</p> <p>市は、その情報を住民へ周知し、代替飲食物の供給に配慮する。</p> <p>(略)</p>
<p>第2 被ばく医療への協力</p> <p>市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等の<u>緊急被ばく医療</u>について協力する。</p> <p>(略)</p>

<p>2 飲食物にかか係るスクリーニング基準を超える地域における放射性核種濃度測定並びに出荷制限・摂取制限及び出荷制限</p> <p>国は、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果に<u>応じてより</u>、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、<u>県等における検査計画の策定・検査の実施を指示、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとしている要請する。</u></p> <p><u>国は、当該検査の結果を取りまとめ、その結果に基づき、O I Lの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について県等に指示する。</u></p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、<u>国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受けに基づき</u>、又は独自の判断により、飲食物の<u>検査放射性核種濃度測定</u>を実施することとしている。</p> <p>また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の<u>出荷制限、摂取制限、出荷制限等及び並びに</u>これらの解除を実施することとしている。</p> <p>(略)</p>
<p>第2 被ばく原子力災害医療への協力</p> <p>市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等の<u>緊急被ばく原子力災害医療</u>について協力する。</p> <p>(略)</p>

県地域防災計画の改定に伴う修正

表記の統一

資料編に係る改訂内容

6-2 原子力災害対策指針における緊急事態区分と主要な防護措置

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。	
3～4 (略)	
5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。	

6-2 原子力災害対策指針における緊急事態区分と主要な防護措置

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1. 原子炉停止機能の異常 <u>又は異常</u> のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉 <u>緊急停止系作動保護</u> 回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合、 <u>又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができない場合、若しくは停止したことを確認することができない場合。</u>	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定 <u>(規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。)</u> で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合、 <u>又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。</u>	
3～4 (略)	
5. <u>全交流電源非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ</u> ※1 <u>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合非常用交流母線が1となった場合において当該非常用交流</u>	

原子力災害対策指針の記載に合わせた修正

<p>6～8 (略)</p> <p>9. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 (略)</p> <p>10. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</p> <p>11～12 (略)</p> <p>13. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	
--	--

<p><u>母線に電気を供給する電源が1となる状態が15分間以上継続した場合、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</u></p> <p>6～8 (略)</p> <p>9. 単一障壁の喪失<u>また又は喪失可能性のおそれ</u> ※1 (略)</p> <p>10. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室<u>その他の箇所及び中央制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</p> <p>11～12 (略)</p> <p>13. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 オンサイト統括が警戒を必要と認める<u>当該原子力炉</u>施設の重要な故障等が発生した場合。 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ※1 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 	
--	--

原子力災害対策指針の記載に合わせた修正

※1～注 (略)

※1～注 (略)

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>1～8 (略)</p> <p>9. 全交流電源の30分以上喪失 ※1 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。</p> <p>10 (略)</p> <p>11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。</p> <p>12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※1 使用済燃料貯蔵槽プールの水位を維持できない場合又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>13 (略)</p> <p>14. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設(以下「原子炉施設」という。)の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>15. 所内外通信連絡機能の全て喪失 ※1 (略)</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>1～8 (略)</p> <p>9. <u>全交流電源非常用交流高圧母線</u>の30分間以上喪失 ※1 全ての<u>交流母線非常用交流母線</u>からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続した場合。</p> <p>10 (略)</p> <p>11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉<u>圧力</u>容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。</p> <p>12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※1 使用済燃料貯蔵槽プールの水位を維持できない場合、<u>又は</u>当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>13 (略)</p> <p>14. 原子炉制御室<u>他</u>の一部の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室<u>及び中央制御室外操作盤室</u>の環境が悪化<u>し</u>することによ<u>り</u>、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設(以下「原子炉施設」という。)の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>15. 所内外通信連絡機能の全て<u>の</u>喪失 ※1 (略)</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

(修正した節のみ記載)

16 (略)	
17. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1 (略)	
18. 2つの障壁の喪失または喪失可能性 ※1 (略)	
19. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生 (略)	
20 (略)	

※1～注 (略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1～3 (略)	PAZ内の住民避難等の住民防護措置を行うとともに、UPZ、及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
4. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇又は放射性物質の異常漏えい ①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす ②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合 (IP型を除く)。	
5. 原子炉停止の失敗または停止確認不能 ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。	
6～7 (略)	
8. 格納容器圧力の異常上昇 (略)	
9 (略)	
10. 全交流電源の1時間以上喪失 ※1 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。	
11. 全直流電源の5分以上喪失 ※1 (略)	
12 (略)	
13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。	
14～15 (略)	
16. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。	

16 (略)	
17. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1 (略)	
18. 2つの障壁の喪失 <u>また又は</u> 喪失 <u>可能性のおそれ</u> ※1 (略)	
19. 防護措置の準備 <u>および</u> 一部実施が必要な事象発生 (略)	
20 (略)	

※1～注 (略)

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
1～3 (略)	PAZ内の住民避難等の住民防護措置を行うとともに、UPZ、及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。
4. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇又は放射性物質の異常漏えい ①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 ②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から <u>省</u> 令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合 (IP型を除く)。	
5. <u>原子炉停止の失敗または停止確認不能全ての原子炉停止操作の失敗</u> ※1 原子炉の非常停止が必要な場合において、 <u>制御棒の挿入全ての停止操作</u> により原子炉を停止することができない場合、 <u>又は</u> 停止したことを確認することができない場合。	
6～7 (略)	
8. 格納容器圧力の異常上昇 <u>※1</u> (略)	
9 (略)	
10. <u>全交流電源非常用交流高圧母線</u> の1時間以上喪失 ※1 全ての <u>非常用</u> 交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。	
11. 全直流電源の5分 <u>間</u> 以上喪失 ※1 (略)	
12 (略)	
13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1 原子炉の停止中に原子炉 <u>圧力</u> 容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。	
14～15 (略)	
16. 原子炉制御室 <u>他</u> の機能喪失・警報喪失 ※1 中央制御室 <u>及び中央制御室外操作盤室</u> が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能 <u>および</u> 冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合、 <u>又は</u> 原子炉 <u>施設若しくは使用済燃料貯蔵プール</u> に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。	

原子力災害対策指針の記載に合わせた修正

<p>17. 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失可能性 ※1 (略)</p> <p>18～19 (略)</p>		<p>17. 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失また又は喪失可能性のおそれ ※1 (略)</p> <p>18～19 (略)</p>		
<p>※1～※2 (略)</p> <p>注:(略)</p> <p>「省令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令をいう。</p> <p>(略)</p>		<p>※1～※2 (略)</p> <p>注:(略)</p> <p>「省命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省命令をいう。</p> <p>(略)</p>		